

■鶴見川流域水委員会（規約）

（名称）

第一条 この会は、「鶴見川流域水委員会」（以下「水委員会」という。）という。

（目的）

第二条 「水委員会」は、鶴見川流域の水循環系の健全化に係る施策の計画内容、事業の進行課程での課題等について、行政の知見だけでは解決できない問題などに対し「鶴見川流域水協議会」（以下「水協議会」という。）に専門的な視点から助言を行うものである。

また、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう河川整備計画等の点検を行い、意見を述べる。

なお、河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業については、審議を行うものとする。

（組織）

第三条 「水委員会」は、「水協議会」が委嘱する委員をもって組織する。

2. 委員は、別表－1に掲げる者とする。
3. 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
4. 必要があるときは、「水委員会」に 2. に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（任期）

第四条 任期は2年とし、再任を妨げない。

（事務局）

第五条 「水委員会」の事務局は、「水協議会」における事務局とする。なお、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所を代表事務局とする。

（雑則）

第六条 この規約に定めるもののほか、整備計画の点検、事業評価の審議に係わる委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定め、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

（付則）

第七条 この規約は、平成25年4月1日より施行する
改正 平成26年9月5日
改正 令和3年10月13日